

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第4四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	ごみクレーン走行用電動機（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	1,258,400	令和8年1月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	耐火タイル1ほか2点（舞洲工場）（その2）買入	産業用機器	カナデビア（株）	34,358,148	令和8年1月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	ごみクレーンバケット（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	17,017,000	令和8年1月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	17,886,000	令和8年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ろ布（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	9,207,000	令和8年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	中間火格子ブロックほか43点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	45,287,000	令和8年2月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	油圧シリンダ（平野工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	1,287,000	令和8年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	混練機用部品（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	7,150,000	令和8年2月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	モジュール#1ほか4点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	9,776,250	令和8年2月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ごみクレーン走行用電動機（東淀工場）買入

### 2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するごみクレーン走行用電動機は、株式会社天満電機産業製の東淀工場ごみクレーンの一構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、株式会社天満電機産業と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

耐火タイル1ほか2点（舞洲工場）（その2）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回買入する耐火タイル1ほか2点は、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

#### 業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

1 案件名称  
ごみクレーンバケット(東淀工場)買入

2 契約の相手方  
株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

### 製品指定理由

今回購入するごみクレーンバケットは、株式会社天満電機産業製の東淀工場クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

### 業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
大阪広域環境施設組合 東淀工場  
(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点（東淀工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか5点は、カナデビア株式会社の設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ布（東淀工場）買入

### 2 契約の相手方

カナデビア株式会社

### 3 随意契約理由

#### 製品指定理由

今回購入するバグフィルター用ろ布は、カナデビア株式会社製の東淀工場排ガス処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

#### 業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場  
(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか43点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックほか43点は、カナデビア株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

油圧シリンダ（平野工場）買入

### 2 契約の相手方

（株）福島製作所

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回購入する予定の油圧シリンダは、（株）福島製作所の灰クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、（株）福島製作所製の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

今回購入する製品は、（株）福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、（株）福島製作所と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

混練機用部品（西淀工場）買入

### 2 契約の相手方

株式会社タクマ

### 3 随意契約理由

#### （1）製品指定理由

今回買入する混練機用部品は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工された捕集灰無害化処理設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため、株式会社タクマ製の製品を指定する。

#### （2）業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タクマと特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

モジュール# 1 ほか 4 点 (西淀工場) 買入

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

#### 1) 製品指定理由

今回買入するモジュール# 1 ほか 4 点は富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機株式会社の製品を指定する。

#### 2) 業者選定理由

本部品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)